

全国人権連を代表してご挨拶

全国地域人権運動総連合代表委員

吉村 駿一
丹波 正史
中島 純男
橋本 忠巳

第15回地域人権問題全国研究集会に参加された皆さん、御多忙の中、全国各地からご参加頂き有難うございます。全国地域人権運動総連合（全国人権連）の代表委員の一人の吉村からご挨拶申し上げます。

私たち人権連は、部落問題は社会問題としては解決の段階にあるととらえています。その立場で、現在、地域人権憲章を掲げて、憲法の基本理念の人権と平和、民主主義を日本社会に実現する国民的共同を発展させるために地域で取り組んでいます。

この集会は分科会として、部落問題の到達点、地域人権の現状、教育、人間らしい生活と市民運動の4つのテーマを用意しています。皆さんの自由な討論で課題が明らかにされ、地域社会で人権と民主主義が発展することを期待します。

さて、兵庫ではあの八鹿高校事件がありました。1969年同和对策特別措置法（同特法）が制定され、部落解放運動の一部に部落民以外は差別者で、差別は空気のように存在するとする部落排外主義の誤った路線が起りました。彼らは行政施策の窓口一本化と確認糾弾を行い、多くの行政や教育関係者が攻撃され犠牲になりました。1974年11月の八鹿高校事件は教育に暴力的に

介入して、従わない教職員に白昼公然と集団暴力を加えました。決して許されない犯罪でした。

私たちは「人権を主張する者は、他者の人権を尊重しなければならぬ」と考え、国民融合路線を進め、全解連から人権連へと発展しました。特別対策は地区内外の格差が基本的に解消したことから、2002年3月に特別法体制は終了し、一般対策に移行しました。

ところが2016年12月、差別固定、永久化法といえる部落差別解消法が議員立法で法を必要とする社会的事実はないのに強行され、これを条例化する自治体が出現しています。参議院の附帯決議には、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等部落差別の解消を阻害していた要因をふまえることが指摘されています。私たちは、確認糾弾を容認し特権を復活させる危険を指摘して、実態調査など新たな人権侵害となる条例の制定や改正に反対し、法の実行阻止に取り組むことは地域人権憲章の実践と考えています。皆様のご理解を得たいと思います。

終りに、この集会を準備された地元実行委員会の皆様に感謝を申し上げます、ご挨拶とします。

実行委員会を代表してのご挨拶



第15回地域人権問題全国研究集会
兵庫県実行委員会 実行委員長

和田 進

姫路の地での研究集会に、全国からようこそご参加頂き有り難うございます。兵庫県では、本年1月『部落差別の解消の推進に関する法律』（部落差別永久化法）廃止を求める「兵庫県連絡会（8団体）が呼びかけ、全国研究集会の受け入れの兵庫県実行委員会を結成し、独自に成功に向けた各界各層の「賛同署名」に取り組み、200名を超えました。

さて、兵庫での開催は、今回で3回目となりますが、過去2回は画期的な展望を与えた研究集会です。兵庫での最初の開催は、1975年6月の第4回部落問題全国研究集会でした。それは、革新統一戦線分断の権力の走狗となり、全国に震撼と怒りを与えた部落解放同盟（解同）の暴力・リンチ事件である「八鹿・朝来暴力事件」（兵庫県但馬地域）の翌年でした。記念講演において、榊利夫氏が、部落問題の解決の道筋と展望を与える「国民的融合論」を提起し、参加者7千人に大きな感銘と運動への自信を与えました。そして、2回目の開催は、1983年8月の第12回部落問題全国研究集会で、大軍拡・臨調路線で国民生活に犠牲を強いる自民党政治の転換にふさわしく、松本清張氏が「現代における民主主義の危機―世界人権宣言35周年にあつて」と題して記念講演を行いました。部落問題では、国民的融合論の考えが19

82年の「地域改善対策特別措置法」（地対法）に大きく反映され、解同の「強化改正・部落解放基本法の制定」要求は破綻しました。そして、全国部落解放運動連合会（全解連）が提起した「部落問題が解消の方向にあり、21世紀まで部落差別持ち越さない」展望を示す実践と運動の交流となりました。36年ぶりの兵庫での今次集会是、全国人権連が2012年11月に採択した「地域人権憲章」に基づき地域での各分野での共同運動の豊かな発展の交流とともに、部落差別永久化法を利用して、部落問題を住民の「意識支配」に使うとする自治体の新たな策動と解同の利権あさりを打ち破る住民・民主団体の共同運動の交流が求められます。

参議院選挙の結果は、改憲勢力が3分の2を割り込み、自公で過半数を確保しましたが、自民党は10議席減となり単独過半数を割り込みました。にもかかわらず安倍首相は、「私の任期中に憲法改正を実現したい」と言い張り、来年に向けて国会発議への策動を強めてくることが予想されます。野党共闘の一層の発展でこの策動を打ち破って行くようではありませんか。

部落問題解決の到達点と地域社会・人権をめぐる課題

全国地域人権運動総連合 事務局長 新井 直樹

1、安倍改憲とのたたかい

去る7月に行われた参議院選挙は、憲法9条をはじめ人権・民主主義の条文改悪を国会に提案しようとする戦後最悪の安倍政治の継続を許すのか、それとも安倍政治を終わらせ、憲法が活きた希望ある政治に踏み出すのか、日本の命運を左右する政治戦でした。

全国人権連は、安倍政治の主な問題を次の通り指摘して政治戦を闘いました。①「安心100年」を言いながら生活保障の年金底上げや社会保障の充実などを行わず、自助の備えを促すだけ。②排外的国家

主義をおおる安倍政権の言動は、人種・民族・国籍をはじめとする様々な差別主義を容認する土壌となっている。③アメリカの欠陥兵器の爆買い、公的決裁文書の改ざんなど目に余る国政私物化、電波や官僚人事をはじめとする独裁的国権主義の暴走を続けている。④安倍政治こそが差別主義温存拡大の元凶である。⑤人権と民主主義を守り、差別主義を許さないためにも野党共闘の勝利が必要。

そして大会決定方針に則り、「市民と野党」共闘の前進をはかるために、以下の共通政策を支持しました。①安保法制Ⅱ戦争法の廃止、立憲主義の回復を原点にすえ、②憲法改定・発議阻止、③沖縄辺野古の新基地建設中止、④福島第1原発事故の検証が

ないままなどの原発再稼働を許さない、⑤10月からの消費税10%増税反対―という点です。

7月21日投開票の結果、自民党は改選時の議席数67を57に10議席と大きく減らして、参院での単独過半数を失いました。自民党が公約で「憲法改正原案の国会提案・発議をし、国民投票を実施し、早期の憲法改正を目指す」としましたが、改憲勢力3分の2を維持することはできず、国民は安倍改憲の阻止を選択したものです。それでも安倍首相は選挙直後の記者会見で他党派の改憲勢力を取り込んで3分の2確保を目指すと言明しており、「市民と野党」の共闘運動で、改憲策動を阻止しなければなりません。

2、言論表現の自由への権力による攻撃とのたたかい

愛知県内で開催されていた国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」において、企画展「表現の不自由展・その後」が開かれ、さまざまな理由で表現の場が奪われてきた慰安婦像など20数点の作品をめぐる、「撤去しなければガソリン携行缶を持ってお邪魔する」などという抗議や脅迫が行われ、政治家の公費補助ともかかわって展示内容に圧力に等しい発言も行われました。これを受けて愛知県知事は安全上の理由から企画展の中止を表明し、企画を担当した芸術監督もこれに追随しました。

報道によれば、愛知県知事は「展示の身に行政が介入したら、芸術祭というものは成り立たなくなる」と語るように、芸術作品に権力者が口を挟めば表現行為は死に瀕するものとなります。行政の対応はいかに安全を確保すべきかであり、悪例が積み重ねられる中で、自己規制が広がってほならないと考えます。

いま、主観的で一方的な憎悪や敵意に基

づく差別的・侮辱的かつ攻撃的・排斥的な言動であるヘイトスピーチが市民社会の日常の中に広がりを見せています。こうした背景の一つが、韓国や北朝鮮、中国に対するたび重なる政治家など権力者の差別的・侮蔑的な発言です。これがマスコミの無批判的報道により国民の間に影響を与え、ネットをはじめ社会的な状況を生み出しているものです。

「暴力によって表現の自由がつぶされてはならない」（篠田『創』編集長）など各分野から展示再開を求める運動が広がっています。

愛知地域人権連合をはじめ各地の人権連組織は抗議声明を出しています。それは、「差別問題を解決する上で、表現の自由を土台に据えて対応してきた。：憲法が国民に保障する表現の自由、検閲の禁止にかかわって、重大な侵害行為が発生している」との立場からです。メディアではヘイトスピーチを煽る言説の特集を組み「炎上商法」に利用する不届きな行為も見られます。断固批判するものです。

3、「維新」長谷川の差別的言動の問題

5月15日、YouTubeにアップされた長谷川豊の講演会の動画「女は3歩下がって歩け」を説明する部分での部落差別発言は許しがたいものです。5月20日付で参議院選挙に日本維新の会から全国比例区で立候補予定の長谷川豊へ「極めて悪質な部落差別発言を撤回し、謝罪を求める」抗議を行いました。

(1) 近世社会の下位身分集団は役割負担を持って近隣身分集団・社会と平和的に存在し、治安維持に係わる役を担っていた地域集団もあった。しかしあなたは、性的暴行集団などと史実にも見られない虚偽をもつて、「犯罪のプロ集団」と公の場で部落差別発言を行った。

(2) 選挙応援講演の中で発言されたが、部落問題は1969年から2002年3月末まで法的措置のもと政府自治体をあげて解決に取り組み、特別対策を必要としない状況にまで到達したもので、基本的人権の

尊重、偏見の解消など、教育啓発相談体制が採られてきたことの認識が欠落し、脈絡もなく、誤った近世身分理解・特定集団の排除を披露した。憲法の人権条項をも全く無視・軽視する人間性を疑わざるを得ない。

(3) あなたの発言は、部落問題解決に取り組んできた先人及び現在も取り組みを進める多くの人びとを冒瀆するものであり、発言を撤回し、解決に逆行する暴言を行ったことを心から謝罪することを求める。憲法尊重を価値観・血肉化出来ない人間は政治に係わらないことを求める。

その後、長谷川は、「謝罪」は「維新」幹事長の意向に沿ったもので、動画は作画的なものと、全面的に態度を翻していません。「維新」は除名措置も執らずにいます。維新の反動的体質が如実に表れています。国民の間での「差別事象」は対話など民主主義的対応で解決をはかりませんが、権力的政治的な場合は、国民的に社会的指弾を強めるなど、「事象」に応じて適切に対応することです。

4、「国民融合」という考え方の発展

「国民融合」とは、日本の封建社会の身分差別の一つである部落差別を一掃して、相互の人間としての尊厳性を尊重し、人間としての平等と自由な市民的交わりを実現することである」「国民融合とは、部落問題が解決した状態のことであり、あるいは部落問題の解決の目標とそれへの道筋を明らかにする理論である」「融合を推進、実現していく主体、これが国民ということ」（都立大学教授 峯岸賢太郎、1937年—2006年）

(1) 1975年6月に神戸市内で開かれた第4回部落問題全国研究集会には、全国31都府県から7千人が参加し、日本共産党の幹部、榊利夫氏の「部落問題の根本的解決—不当な差別や不合理を排し、真の国民的融合—をかちとるべきとき」との講演で、「朝田一派の暴力・利権あさりを排除し、「部落解放の展望」を明らかにしました。

(2) 国民融合論の骨子は次のとおりです。

① 部落差別は、近世封建社会の身分制に起因する身分差別の残滓である。

② 封建的身分差別からの解放という課題は、洋の東西を問わず、本来的にはブルジョア民主主義の課題である。

③ 日本の明治維新は、ブルジョア民主主義革命としては不徹底なものであり、封建権力との妥協によって行なわれた変革にすぎなかったため、政治、経済、社会の仕組みのなかに前近代的・封建的なものが残され、それが身分差別の残滓である部落差別を残し支える社会的・物質的な基礎となった。

④ 第二次世界大戦後は、部落差別を残し支えてきた社会的・物質的な基礎が基本的に解体されたほか、部落問題をめぐる客観的・主体的諸条件が大きく変化するなかで、部落差別は急速に解消の方向をたどってきている。

⑤ 部落解放の課題とは、今日なお残存している身分差別の傷あとをなくし、旧身分の垣根をこえた自由な社会的交流を実現することであって、階級支配や階級的な搾取・収奪から解放されることでもなければ、資本主義の矛盾そのものをなくす

ことでもない。

⑥したがって部落差別からの解放は、国民本位の政治革新を実現し、独占資本や反動権力の横暴な支配を民主的に規制する。たたかいを前進させるならば、資本主義の枠内でも達成することのできる民主主義の課題である。

(3)「21世紀をめざす部落解放の基本方向」(1987年全解連第16回大会決定)で民主主義と差別問題の理論を発展させる

①部落問題が解決された状態

部落問題とは、封建的身分制に起因する問題であり、国民の一部が歴史的に、また地域的に蔑視され、職業、居住、結婚の自由を奪われるなど、不当な人権侵害を受け、劣悪な生活を余儀なくされてきた問題をいう。

部落問題の解決とは、○部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること、○部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく言動がその地域社会で受け入れられない状況が作りだされること、○部落差別にかかわって、部落住民の生活態度・習慣にみられる歴史的後進性が克服されること、○地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯・融合が実現

すること、である。

(4)「部落解放運動の発展的転換をはかる基本方針」(全解連第30回臨時大会、2000・9・2〜3、横浜市内)

①部落問題は、部落住民自身の努力、部落解放運動の取り組み、同和対策の実施、国民的理解の広まりなどにより、解決に向かつて大きく前進してきた。

部落問題解決の到達点は、○周辺地域との生活上にみられた格差が基本的に解消されたこと、○旧身分にかかわる差別が大幅に減少してきていること、○住民の間で歴史的後進性が薄れ、部落問題解決の主体が形成されてきたこと、○かつての部落の構成や実態も大きく変化し、部落の閉鎖性が弱まり、社会的交流が進展したこと、である。

部落問題解決は、いま最終段階を迎え、しかも総仕上げの局面に至っている。このことが部落解放運動の終結・発展的転換を必然化させる要因となっている。

②われわれは、国民の人権を保障する行政の責務を放棄して、人権問題をもっぱら国民の意識の遅れに責任を転嫁し、国民を教化の対象に位置づけ、「人権」の名

のもとに国民の心の中に踏み込みかねない権力による行政主導の「啓発」推進体制づくりを打ち破る。

同時に、われわれは、・部落問題解決の到達段階について理解を広げ、・部落差別を受け入れられない社会的世論を広め、・人権と民主主義を尊ぶ地域社会の実現をはかり、・住民の間で自立意識を高め、被害者意識の克服と旧身分にかかわるわだかまりを取り除き、国民融合を押し進める。

③われわれは、憲法の保障する人間らしい生活ができる地域社会を実現のため、人権と民主主義、住民自治の確立に向け、主体的・集団的営みと住民自治の自覚にもとづいて、自らの諸権利の擁護と新たな権利の創造をとまなう地域住民運動を展開する。

(5)「地域人権憲章」(2012年11月18日 全国人権連第5回全国大会)

地域社会は、貧困に加え、教育や就労の機会を得られない、健康を害する、孤立など、社会生活上の困難も含めた「生活困難」が顕在化しています。その背景には、富裕層中心の経済対策があります。「地域人権憲章」は、地域社会の課題を明

らかにし、地域人権確立の方向について、自由権、幸福に生きる権利、住民自治権の三つの権利が実現できる地域社会と定式化しています。地域社会が安心・安全で希望が持てる新しい時代を切り拓くために、多くの住民と力をあわせること、「地域人権憲章」を掲げ、多くの住民や運動組織と共同の地域づくりへ大きく踏み出すことを高らかにうたっています。

さらに、戦後民主主義運動の継承・発展、あらたな憲法闘争の前進、人権拡充の国民的連帯運動を拡げてゆく課題を遂行しつつ、「地域人権憲章」を地域住民共通の地域課題解決の目標にすべく、旺盛な学習と各地域での創意ある実践に努めることを呼びかけています。

この実践のために私たちは生活相談活動を通じて貧困などの人権課題に住民連帯で取り組む、そして要求の事業化、さらにはそれと結び合わせた組織活動の前進、こうした取り組みを全国津々浦々で展開しています。地域社会の生活困難層に働きかけ、諸要求実現、そして組織化のために多様な実現形態の追及を図るものです。

5、同和行政終結の流れを無視して成立した「部落差別解消法」と「条例」問題

①部落差別の解消の推進に関する法律（略称「部落差別解消法」）は、自公などの議員立法として提案され、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進、国による調査の実施を内容として、附帯決議を付けて2016年12月16日より公布・施行された法律です。

2002年3月末に総務大臣は「同和地区を取り巻く状況が大きく変化したこと等を踏まえ、国の特別対策はすべて終了することとなったものであり、今後は、これまでも特別対策の対象とされた地域においても他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととなります。また、新しい人権救済制度の確立、人権教育・啓発に関する基本計画の策定により、様々な人権課題に対応するための人権擁護の施策を総合的に推進する」との談話を報道資料として公表していました。

また、人権教育及び人権啓発の推進に関

する法律（2000年12月6日法律第147号）が、法による強制に対する懸念や財政措置で十分との見解を無視して、議員提案により制定され、取り組みが行われています。

このように、2002年4月以降の施策については、問題を抱えながらも関係機関、自治体によつて何らか一般対策の枠組みのなかで推進されてきたものです。

ところが、こうした行政上の流れや部落の実態を全く無視して、「解同」の「差別禁止法」要求に応じる形で、インターネット上の環境の変化などをあげて、「部落差別解消法」が制定されたものです。

②法の内容を超えて、

違法的な「条例」策動

「条例」とは、各地方自治体が定めるその区域の法律のようなもので、地方自治体の為政者、地域住民がその提案をできるものです。

本来、条例づくり（制定）の定義は、○政策課題を解決して、市民が幸せに暮らせる社会を実現するための政策を企画立案し、○市民ニーズや現行制度、先行事例等を十分に調査して、○（時にはしりごみする）行政内部を説得し、○その政策によつ

て影響を受ける（それゆえ強い反対活動を展開する）利害関係者を説得し、○市民の中に入って議論をしながら関心を盛り上げ、○何とかまとまった政策案を条例という形式にまとめ上げ、○それを法規担当者や相談しながら条例案文に練り上げ、同時に、議会・議員へ提案・説明をしながら、理解を得られるまで協議して、○そして、いよいよ条例案として議会の議決を得る、までの全体としている（松下啓一・相模女子大学教授）ものです。

しかし同和行政の分野では、1985年からの「部落解放基本法」制定世論形成と「基本法」が出来ない場合の自治体での同和利権温存を狙って「条例」制定が「解同」によって取り組まれました。

今日では、「法律に魂を入れる」などと称して「『部落差別解消に向けた市条例』制定を検討へ 広島・福山市『解放新聞』2019・08・05」策動が見られます。

記事によると「福山市（枝広直幹・市長）は6月26日の市議会で、『部落差別解消に向けた市条例』の制定を検討することを明らかにした。…議員（県連執行委員）が一般質問でとりあげた『人権施策の推進について』の質問にたいし、昨今の市内での差別ビラの掲示や配布、また、駅構内のトイ

レでの差別落書、インターネット上の誹謗中傷、ヘイトスピーチなどをふまえ、部落差別解消に向けた市条例の必要性を検討していくと枝広市長は答弁した。外国人や性的少数者（LGBT）への差別・偏見などといった人権侵害にも対応するため、条例制定をすすめる考えも示した。この条例制定は2020年3月の見込みで、制定されれば県内初の条例になる。」

③「条例」の問題点（第1分科会報告参照）

具体的な実害としての部落差別は、ヘイトスピーチ問題とは異なり、公然と差別言辞や行動をおこす状況にはありません。そうした行為が時として発生しても、それらの言動を許さない社会的合意が強く存在しています。

また、インターネット上に過去や現在の地名人名情報が掲載されたりもしますが、隠すことが部落問題解決ではないように、部落という「識別情報」が差別の理由にならない状態を作り出してきた社会の前進に確信を持って対応すべき課題であり、国民の議論が必要です。

行政が「部落」情報の排除だけをモニタリングすることは、国民の言論表現の自由を侵害しかねず、国民の間での議論まで排

除しかねず、民主主義の前進には役立ちません。

④法務省交渉（2018年12月14日）

「部落差別解消法」第6条の「部落差別の実態に係る調査」の内容について省は次のように答弁しました。

まず、参議院法務委員会の附帯決議は国会の意志が表れているものであり、「当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」の役人の受け止めとしては、法の中味を熟慮し、重きを置いているもので、「行動指針」として決議の趣旨をふまえたい、と回答。

具体的な「調査」の内容については「人権教育啓発推進センター」での検討のまとめは4点あり、①法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査 ②地方公共団体や教育委員会が把握する差別事例の調査（2019年5月末報告締め切り） ③インターネット上の部落差別の書き込み実態にかかると調査 ④一般国民に対する意識調査を実施する（2019年8月半ばから8月末にかけて業者に委託し1万人に面談実施）、というものでした。

調査の設問立てについて、同和問題と関わり「どのような人権問題が起きていると思うか」との問いは、誘導的であり、科学的調査とは言えず、まして現実事態の反映ではないとの指摘に対し省は、「ありますか」と聞くと「あります」と答えてしまうが、「ないですか」「どうですか」とフラット（先入観を持つこと無く）に聞かなければならぬと考えている。調査結果は公表するものであり、不適切との指摘を受けないうよう、また問いによって差別を煽ってはならず、公正中立的な問い立てを検討している、と回答。

さらに、調査を今後も継続して行うのか、との問いには「今の段階では最後のものと考えている」と回答。ネット上の書き込みに係わり、「違法・有害情報」や「識別情報」の摘示」など把握分類のわかりやすさを要請しました。

各地の代表からは、人権啓発パンフレットは実証に欠ける「結婚や就職の差別」を記述し誤った理解を広げている、「調査」結果が差別の根拠とされ実際とは異なる啓発が繰り返されており「調査」は不要、附帯決議が漏れている冊子は是正を、学校教育を通じてはじめて部落問題にふれる世代が増加しているので偏りのないように、

「同和地区」は今もあるという自治体があるが法の趣旨をふまえていないのでは、などの意見が相次ぎました。省は、冊子の見直しを進めるとし、一方世代間の認識の違いは自然なことであり目をそらしてはいけない、「火を付けることのないよう」にとの考えも示しました。

9、やまじり

本集会は、憲法が活きる地域人権の創造にむけて、地域社会の今日的課題を明らかにし、人権と民主主義、住民自治の確立をめざす住民運動の到達点と課題、住民の要求と事業化を含む運動の前進、行政や教育の民主的なあり方を忌憚なく議論します。

いま、「地方消滅」論が少子高齢化のもとで根強い広がりを見せ、都市への人口集中、人口大幅減少による「地方自治」崩壊、コンパクトシティや学校統廃合の強行などが進行し、暮らしやすい地域社会はどうしたら実現できるのか。その上、改憲の動きも強まるなど、日本の将来が危惧されています。

また、部落問題解決の到達点をふまえ、「部落差別解消法」成立に伴う地方自治体

での「部落差別条例」の実効化阻止の取り組みなどを交流し、真の部落問題解決とは何かを議論します。

そのため本日の全体会では、政治課題に係わる「安倍改憲」をマスコミの動向とも関わって分析していただける記念講演と、「国民融合論」提起の契機となった八鹿高校事件など一連の教育と民主主義に対する暴力的破壊行為を映像と講演で明らかにします。

次に明日の分科会です。第1から第4分科会まで設けています。

集会のテーマ、憲法を暮らしに活かし、住みよい地域社会に―いつまでも住み続けられ、平和で人間らしく、幸福に暮らせる地域社会の実現のために―この「基調報告」でふれることができなかつた現状、諸課題や教訓についても十分議論を深め、各地の取り組みに生かしていただければと思います。

最後に、本集會にご参加いただいたみなさん、さらには来賓各位をはじめ、講師、報告者、諸準備にあたられたみなさんに感謝を申しあげ、簡単ではありますが、本集會に対する基調報告といたします。

【資料1】

「地域人権憲章」

(2012年11月18日第5回全国大会で採択)

はじめに

さまざまな階層や分野の人々によって構成されている地域社会には、安心・安全な住民生活を保障するための共同性と地域性から生み出される、多様な人間的要求が存在する。

私たちは、地域社会を基盤に多様な住民要求の実現と民主的な地域づくり、自由平等の観念が生活に根付くよう民主主義の成熟をめざしてきた。地域社会の問題は日に深刻化していることから、地域づくりの新しい羅針盤として「地域人権憲章」を制定し、住民連帯による運動の展開で人権の確立をはかるものである。

地域社会の課題

「新自由主義」にもとづく「構造改革」

は、日本社会に弱肉強食の競争原理を持ち込み、貧困と格差を拡大し、住民生活に多大な困難をつくりだしている。

その結果、地域社会においては、教育や福祉の削減、中小企業の倒産・廃業、貧困世帯の増加、急激な少子高齢化とあいまって、限界集落、孤独死などの問題が起き、地域のコミュニティと自治が衰退している。

くわえて、大震災による深刻な被害は、地域社会の崩壊を招くなど地域再建の長期化・困難をもたらしている。しかも原発事故による放射能問題は、生態系に対しはかりしれない影響を与えており、安心・安全を求めらるかつてない国民的運動の高まりを生んでいる。

地域人権確立の方向

社会において誰もが等しく幸福を追求し

自由に生きる権利である地域人権のをめざす運動は、人権に関する世界の努力の成果と日本国憲法の人権と民主主義、住民自治確立の理念を地域社会で活かし、実現することを目標とする。

私たちは多様な要求をとりあげ、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができる、つぎのような地域社会をめざす。

- ① 自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ② 貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③ 参加・協同による住民自治が確立された地域社会

一人ひとりが輝く地域社会を

高度経済成長による農村型社会の変化と憲法擁護運動の発展は、日本社会を大きく前進させた。しかし、「構造改革」路線の行き詰まりは、貧困と格差の拡大固定と人間の孤立化、地域社会の崩壊をもたらしている。それは一方で、自由で民主的な人間関係を構築する地域共同体として歩み始め

る可能性と条件を生み出す新たな時代の到来でもある。

人間の尊厳を守るたたかひの輝かしい歴史の教訓と、地域社会に立脚し社会的道理に照らして住民要求を実現してきた伝統を受けつぎ、私たちは住民に依拠し、国際的連帯も視野に、地域人権の運動を進展させる決意である。

ともに手をつなぎ、一人ひとりが輝く地域づくりを前進させよう。



【資料2】

「地域人権運動」理解のために

1. 権利擁護・復権・創造の運動課題

1. 自由権

- ① 国家権力等から制約を受けたり強制されずに自由にものを考え行動する自己決定の権利
- ② 住み慣れた所に住み続ける自由や移転の

自由

- ③ 財産の形成や確保など経済活動の自由
- ④ 思想・信条、表現の自由
- ⑤ 当事者の合意に基づく婚姻の自由

2. 幸福に生きる権利

- ① 自分の目的、理想の実現に向けて努力し成し遂げ、人間らしく生きる自己実現の権利
- ② 人間らしい生活ができる賃金の確保と働き方をする権利、就労機会が保障され地域で働き続ける権利
- ③ 人格やプライバシーの権利をはじめ第3世代の権利

- ④ 平和で安心・安全に暮らせ、人間らしく幸せを感じられる環境で生活する権利
- ⑤ 医療、介護、文化、スポーツなどのサービスを受ける権利
- ⑥ 個人や家庭が自立し、社会や国の保護・援助を受ける権利
- ⑦ 教育の機会均等が実質的に保障され、教育や文化を受け学習する権利
- ⑧ 情報公開により行政等の文書情報等を知り、アクセスする権利

- ⑨ 公共的住民サービスの維持・確保を求め請願する権利
- ⑩ 主食を含む食料を生産・流通・確保する権利

- ⑪ 地域経済の循環、活性化を求める権利
- ⑫ 公共交通などの整備で移動の自由を確保する権利

- ⑬ 地域に居住するすべての住民が、等しく個人として尊重され認められる権利

- ⑭ 「社会的文化的に形成された性別」である『ジェンダー平等の実現』のため、社会の制度や慣習・慣行の見直しを求める権利

3. 住民自治権

- ① ふれあいと助け合いを進める自治・コミユニティーを育成する権利
- ② 災害、犯罪、貧困などから住民生活の安全を保護する権利
- ③ 自然、歴史、文化に育まれた良好な景観と地域の伝統文化を継承する権利
- ④ 世代のバランスがとれた地域へと地域づくりへの参加と暮らしの協同をする権利

【資料3】

部落差別の解消の推進に関する法律

(2016年12月16日公布)

(相談体制の充実)

第四条

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(目的)

第一条

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するか

(国及び地方公共団体の責務)

第三条

国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

衆議院法務委員会附帯決議

(11月16日)

た言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

参議院法務委員会附帯決議

(12月8日)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎ